

第2回資料閲覧の実施について

西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事に係る、第2回資料閲覧を実施します。

なお、第2回資料閲覧については、電子データの貸与のみとし、紙資料の閲覧は実施しません。

1 申込期間

令和2年12月11日（金曜日）から令和2年12月18日（金曜日）まで
（平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで）

2 申込方法

(1) 閲覧資料借受申込書（様式1）の電子データ

Microsoft Wordのまま作成し、申込期間中に、3 申込先に示す電子メールにて提出してください。

なお、電子メール送信後、確認の電話を申込期間中の平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までに、3 申込先に示す電話番号まで連絡してください。

(2) 守秘義務の遵守に関する誓約書（様式2）の電子データ

押印後、PDFに変換し、閲覧資料借受申込書（様式1）の電子データと一緒に電子メールにて提出してください。

なお、令和2年11月2日（月曜日）から令和2年11月20日（金曜日）まで実施しました資料閲覧にて、「西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事における守秘義務の遵守に関する誓約書」を既に提出された事業者につきましては、今回提出する必要はありません。

(3) 上記(1)及び(2)の原本

申込期間中に、3 申込先に示す住所まで郵送（申込締切日の消印有効）してください。

3 申込先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市水道局西谷浄水場再整備推進室再整備推進課
（電話番号） 045-671-3057
（電子メール） su-saiseibi@city.yokohama.jp

4 貸与対象

第2回資料閲覧一覧表（別紙1）を参照してください。

5 貸与方法

貸与する資料は、閲覧資料借受申込書（様式1）及び守秘義務の遵守に関する誓約書（様式2）の原本を受領次第、閲覧資料借受申込書（様式1）に記載の住所宛てに随時郵送します。

なお、郵送に要する費用は申込者の負担（着払い）となります。

6 貸与データの返送

貸与する電子データは、受取後1週間以内に申込者の負担で3 申込先に示す住所まで郵送してください。